

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車））に関する運用方針（平成23年4月1日付国自旅第21号）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
平成23年4月1日 国自旅第21号	平成23年4月1日 国自旅第21号
改正 平成24年3月30日 国自旅第215号	改正 平成24年3月30日 国自旅第215号
改正 平成26年3月31日 国自旅第635号	改正 平成26年3月31日 国自旅第635号
改正 平成26年5月13日 国自旅第27号	改正 平成26年5月13日 国自旅第27号
改正 平成27年4月9日 国自旅第9号	改正 平成27年4月9日 国自旅第9号
改正 平成27年5月29日 国自旅第40号	改正 平成27年5月29日 国自旅第40号
改正 平成28年6月15日 国自旅第54号	改正 平成28年6月15日 国自旅第54号
改正 令和元年5月7日 国自旅第37号	改正 令和元年5月7日 国自旅第37号
改正 令和2年7月31日 国自旅第150号	改正 令和2年7月31日 国自旅第150号
改正 令和2年9月30日 国自旅第221号	改正 令和2年9月30日 国自旅第221号
改正 令和3年3月22日 国自旅第485号	改正 令和3年3月22日 国自旅第485号
改正 令和3年4月1日 国自旅第519号	改正 令和3年4月1日 国自旅第519号
改正 令和4年4月27日 国自旅第41号	改正 令和4年4月27日 国自旅第41号
改正 令和5年7月19日 国自旅第101号	改正 令和5年7月19日 国自旅第101号
<u>改正 令和6年6月19日 国自旅第103号</u>	
<p>地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（<u>令和6年3月21日国自旅第363号</u>他。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</p> <p>1. 補助対象事業者について 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（<u>令和6年3月21日国自旅第362号</u>他。以下「要綱」という。）別表23、24に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に</p>	<p>地域公共交通バリア解消促進等事業（自動車）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」（<u>令和5年3月24日国自旅第529号</u>他。以下「実施要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。</p> <p>1. 補助対象事業者について 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（<u>令和5年6月30日国自旅第79号</u>他。以下「要綱」という。）別表23、24に定める「これらの者を構成員に含む団体」とは、バス協会及びタクシー協会等の事業者団体並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に基</p>

基づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助対象経費について

要綱別表23に定める「バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費」及び「バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費」の補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日国土交通省令第111号。以下「省令」という。）に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費、その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるものを対象とし、別表1のとおりとする。

3. 補助額の算定について

【1】共通事項

(1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。

(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表23に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7 m未満	: 1, 340万円
7 m以上9 m未満	: 1, 540万円

づく法定協議会を対象とする。なお、共同で行う事業の共同部分など、個々の会社で共同の申請を行うことが困難な場合に限り認めることとする。

2. 補助対象経費について

要綱別表23に定める「バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費」及び「バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費」の補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年12月15日国土交通省令第111号。以下「省令」という。）に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費、その他地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるものを対象とし、別表1のとおりとする。

3. 補助額の算定について

【1】共通事項

(1) 補助額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で考慮事項等を踏まえ算定を行うものとする。

(2) 補助額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】バス車両関係

(1) 通常車両価格

ノンステップバス車両における要綱別表23に定めるバス車両に係る通常車両価格（消費税を除く。以下同じ）は、車両の長さにより、次のとおりとする。

7 m未満	: 1, 340万円
7 m以上9 m未満	: 1, 540万円

9 m以上 : 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表23に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱い

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は18.57%とする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、実施要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

・ 運賃箱

9 m以上 : 1, 880万円

ただし、初度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に係る通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、リフト付きバス車両その他これらの価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

(2) バス車両の補助額

① ノンステップバス車両の導入に係る補助額

補助対象経費に要綱別表23に定める補助率を乗じて得た額と、補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額と、1両当たりの補助限度額140万円を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

② 消費税相当額を含めて補助対象経費としている場合の取扱い

消費税相当額を含めて補助対象経費とする場合の通常車両価格及び補助限度額は、それぞれの金額に消費税率を乗じて得た額をそれぞれの金額に加えた額とする。

③ 値引の取扱い

補助対象経費の算定の際には、国土交通省が、車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率を用いることとする。

上記により算出した基準値引率は12.10%とする。

④ ノンステップバス車両の導入に係る付属品の取扱い

ノンステップバス車両の取得に際し、実施要領で定める車載機器類のほか、次に掲げる付属品の取得に要する経費についても補助対象経費の額に含めるものとする。

・ 運賃箱

- ・両替機
- ・整理券発行機
- ・カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・運賃表示器
- ・行き先表示器
- ・停留所名表示器
- ・放送装置
- ・集中操作盤
- ・バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・乗降中表示灯
- ・通路セフティランプ
- ・間接確認装置
- ・急停車注意灯
- ・ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・側・後窓着色ガラス
- ・100V コンセント又は USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合における補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】福祉タクシー車両関係

(1) 購入の場合（新車に限る。ただし、大臣が特別な事情があるものとして別途定めた場合についてはこの限りではない。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を含む。（以下「タクシー事業者」という。）及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとする福祉タクシー車両の車両本体価格に補助率を

- ・両替機
- ・整理券発行機
- ・カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く）
- ・運賃表示器
- ・行き先表示器
- ・停留所名表示器
- ・放送装置
- ・集中操作盤
- ・バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・乗降中表示灯
- ・通路セフティランプ
- ・間接確認装置
- ・急停車注意灯
- ・ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
- ・側・後窓着色ガラス
- ・100V コンセント又は USB

⑤ 同一の車両を複数台導入する場合における補助額の計算

同一の車両を複数台導入する場合の補助額の計算にあたっては、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算出するものとする。

【3】福祉タクシー車両関係

(1) 購入の場合（新車に限る。ただし、大臣が特別な事情があるものとして別途定めた場合についてはこの限りではない。）の補助額

一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定事業者を含む。（以下「タクシー事業者」という。）及びこれらの者に車両を貸与する者が購入しようとする福祉タクシー車両の車両本体価格に補助率を

乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ア. リフトを装備する車両 : 1両当たり80万円

イ. スロープを装備する車両 : 1両当たり60万円

(ユニバーサルデザインタクシーを含む。ただし、ユニバーサルデザインタクシー(レベル準1)は1両当たり40万円とする。)

ウ. 回転シートを装備する車両 : 1両当たり60万円

(2) 改造の場合の補助額

タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ア. リフトを装着するための改造 : 1両当たり35万円

イ. スロープを装着するための改造 : 1両当たり25万円

ウ. 寝台(ストレッチャー)を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1両当たり55万円

(3) 福祉タクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業と併用する場合の取扱い

要綱別表23に定める福祉タクシーの導入・改造は、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用するために導入・改造する場合を含むものとする。

別表1

補助対象経費の区分	補助対象となる施設等
-----------	------------

乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ア. リフトを装備する車両 : 1両当たり80万円

イ. スロープを装備する車両 : 1両当たり60万円

(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)

ウ. 回転シートを装備する車両 : 1両当たり60万円

(2) 改造の場合の補助額

タクシー事業者が行う福祉輸送に必要な改造に要する経費に補助率を乗じて得た額と、以下に定める補助限度額を比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。

ア. リフトを装着するための改造 : 1両当たり35万円

イ. スロープを装着するための改造 : 1両当たり25万円

ウ. 寝台(ストレッチャー)を乗車させるための専用の設備を装着するための改造 : 1両当たり55万円

(3) 福祉タクシー車両を一般乗合旅客自動車運送事業と併用する場合の取扱い

要綱別表23に定める福祉タクシーの導入・改造は、一般乗合旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業とで併用するために導入・改造する場合を含むものとする。

別表1

補助対象経費の区分	補助対象となる施設等
-----------	------------

バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置
	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの
バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置
	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの
バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

注) 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

注) 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

4. 交付決定条件について

【1】本補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、交付決定前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

4. 交付決定条件について

【1】本補助事業については、交付決定後に着手されるものを交付決定の対象とする。よって、それぞれについて、交付決定前に着手した場合は、交付申請することが出来ないものとし、交付決定後に事前着手の事実が判明した場合は、当該交付決定を取り消すこととする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は、原則として交付申請時までに充足する必要がある(ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること)。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。

【2】ユニバーサルデザインタクシーについては、以下の条件に合致するものについて交付決定するものとする。

イ) 補助車両1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した運転手を2名以上配置できるもの。

ロ) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施しているもの。

※上記イ)、ロ)の条件は、原則として交付申請時までに充足する必要がある(ただし、やむを得ない理由により充足できない場合は書面により申し出ること)。補助金の交付申請をするものは、申請時に当該受講・実施を証する書面を提出することとする。